

# 国の農林水産政策の動き

参考資料 4

時期	内 容
令和4年10月～	<p><b>食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会(R4.10～)</b>            農林水産省は、食料・農業・農村政策審議会に食料・農業・農村基本法を検証する部会を新設。令和4年10月以降、月2回ほどの頻度で議論を進め、1年ほどで一定の結論をまとめる予定。各回で、以下のテーマを設定し、議論が進行中。令和5年6月に改正案の大枠をとりまとめ、令和5年度中の国会提出を目指している。</p> <p>【各回テーマ】            第1回(R4.10.18)：食料の輸入リスク            第2回(R4.11.2)：国内市場の将来展望と輸出の役割            第3回(R4.11.11)：国際的な食料安全保障に関する考え方            第4回(R4.11.25)：人口減少下における担い手の確保            第5回(R4.12.9)：需要に応じた生産            第6回(R4.12.23)：食料安定供給のための生産性向上・技術開発            第7回(R5.1.13)：持続可能な農業の確立            第8回(R5.1.27)：農村の振興            第9回(R5.2.10)：備蓄、食品安全・食品表示、知的財産</p>
12月	<p><b>令和5年度農林水産関係予算概算決定(R4.12)</b>            世界の食料需給を巡るリスクの顕在化に対応するとともに、農林水産業の成長産業化と農山漁村の次世代への継承を実現するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、食料安全保障の確立と農林水産業の持続可能な成長を推進するため、2兆2,683億円（令和4年度当初予算2兆2,777億円）を閣議決定。</p> <p><b>食料安全保障強化政策大綱の策定(R4.12)</b>            政府は、食料安全保障強化に向けた政府大綱を策定。継続的に講ずべき食料安全保障の強化のために必要な対策とその目標を明らかにした。主な内容は、以下の通り。            I 食料安全保障強化のための重点対策            1 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現            2 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和            II 新しい資本主義の下で講ずる他の主要施策            1 スマート農林水産業等による成長産業化            2 農林水産物・食品の輸出の促進            3 農林水産業のグリーン化</p>
令和5年1月	<p><b>「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」の論点整理の公表(R5.1)</b>            農林水産省及び国土交通省は、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた推進策の検討を目的として「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」を令和4年10月以降、計3回に渡り開催。令和5年1月、これまで検討会で出された課題と取組の方向性を取りまとめた論点整理を公表。            【取組の方向性】            肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組む。            【目標】            2030年までに堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大（令和4年12月27日 食料安全保障強化政策大綱決定）。</p>